

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和3年11月20日 03時57分ごろ
発生場所	東播磨航路第2号灯標 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位227° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 40.4′ 東経134° 48.4′）
事故の概要	貨物船第八徳春丸は、北東進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和4年1月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八徳春丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	142202、徳山原石輸送株式会社、株式会社ナガタニ商会
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に擦過傷 灯標 防護枠に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 南東流約0.5ノット（kn）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で自動操舵により操船に当たり、播磨灘を東播磨航路に向け北東進した。</p> <p>船長は、東播磨航路入口まで約5.1Mに達して東播磨航路第2号灯標（以下「本件灯標」という。）を正船首方に認めたとき、船舶電話の着信に気づき、通話に先がけ、本件灯標を避航する目的で潮流を考慮して左舷方へ変針したことにより本件灯標方に圧流されることはないと思い、操舵室後方の海図台付近で船首方に背中を向けて通話を行った。</p> <p>船長は、通話を終えて船首方を向いたところ、本件灯標を船体右舷中央部至近に認め、直ちに手動操舵に切り替えて避航操船を行ったが右舷船尾部が本件灯標と衝突した。</p> <p>船長は、本事故後、本件灯標を正船首方に認めた際、左舷方からの潮流を考慮して左舷方に変針したものの、船舶電話で通話していた間、船首方の見張りをしていなかったため、本件灯標に向けて圧流されていることに気付かなかったと思った。</p>
分析	本船は、播磨灘を東播磨航路に向け北東進中、船長が、通話に先がけ、潮流を考慮して左舷方に変針したことにより本件灯標方に圧流されることはないと思い、船首方に背中を向けて船舶電話で通話を行っていたところ、左舷方からの潮流の影響で船体が本件灯標に向けて圧

	流されたことから、右舷船尾部が本件灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、播磨灘を東播磨航路に向け北東進中、船長が、船首方に背中を向けて船舶電話で通話を行っていたところ、左舷方からの潮流の影響で船体が本件灯標に向けて圧流されたため、右舷船尾部が本件灯標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、船舶電話等で通話を行っている間も、航海計器を用いて船位の確認を行うとともに周囲の見張りを行うこと。